

日精協発第 17061 号
平成 29 年 6 月 22 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

公益社団法人 日本精神科病院協会
会長 山崎 學



平成 30 年度障害保健福祉関係予算編成について（要望）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当協会の活動にご理解、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 2 月 8 日にとりまとめられた「これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの必要性が謳われています。さらに、平成 30 年度に改訂される医療計画、並びに障害福祉計画でも、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が重要な要素として挙げられています。このなかでは、精神障害者の地域生活において、精神科医療をはじめとする医療、障害福祉や介護サービス、住まいの確保、社会参加、さらに地域の助け合いが包括的に確保されることが必要であるとされています。これらが、着実に進展するためには財政的裏づけが必要であることは言うまでもありません。平成 30 年度予算編成においては、これらの分野に対する重点的な予算配分を要望いたします。

また、精神保健指定医は精神保健福祉法にもとづき診療に附帯する特有な専任業務が多く、認知症疾患に係わるサポート医・要介護認定や障害支援区分等の認定審査委員等々の地域における院外業務への協力など、その負担は多岐にわたり、過重化の一途を辿ってきています。加えて現在国会審議中の改正精神保健福祉法では、措置入院患者への退院後支援計画の作成、退院後ニーズアセスメントの実施及び退院後生活環境相談員の選任等、精神科病院への負担がますます増大することが明白であります。さらに、夜間・休日等精神科救急医療への参加、更には医療観察法に係る鑑定入院・指定通院医療など政策医療関連への積極的協力など、民間精神科病院の努力も極限に迫りつつあります。これらに対する適切な社会的な評価を求めます。

このような視点から、平成 30 年度予算の編成にあたっては、下記のとおり要望いたしますので特段のご配慮をお願いいたします。

謹白

記

[1] 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築のために必要な予算確保を要望する。平成30年にいずれも改訂される医療計画および障害福祉計画では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、入院需要と地域の基盤整備量とを想定することとしている。これらを計画推進のための両輪と位置づけているのである。医療計画および障害福祉計画を着実に実行に移すためには、財政的支援が必要なことは言を俟たない。したがって、以下の①～④の各項目について要望する。

①精神障害者の地域移行を促進するために必要な事業の継続を要望する

「これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」において「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の必要性が挙げられている。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を実行性のあるものにするためには、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などの関係機関の重層的な連携による支援体制を構築することが不可欠である。

これらの体制整備に向けては、平成29年度事業として、

- (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

の事業が予算化されたが、人的交流のあり方やそれぞれの関係機関の役割分担、実地での支援活動に対する経済的裏付けについてなど、体制整備に向けて多くの問題が山積している。

精神障害者に対して、住み慣れた地域で、入院から退院、さらには退院後の地域生活までも含め、切れ目のない支援を必要時に提供する体制を構築するには、地域の実状を踏まえ、行政、医療、福祉、介護、その他関係する全ての機関の役割を明確にし、整合することが必要である。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を実行性のあるものにし、精神障害者の地域移行を促進するためにも、上記(1)(2)などの必要な事業への継続的な予算確保を要望する。

②精神科医療に対する診療報酬上の評価について要望する

いうまでもなく、精神科医療は地域ケアシステムにおいて重要な役割を担っている。地域移行に関わる一体的取り組みの一翼を担い、また地域定着を側

面から援助するために必要なデイケア、訪問看護、医療的アウトリーチ等を提供する。さらに、精神科救急システムが必要に応じて機能することが、精神障害者の地域生活を支える重要な要素のひとつである。地域移行を可能とする急性期医療や回復期医療等の入院医療の充実を含め、精神科医療システムがより充実したものとなることを可能とする内容の診療報酬上の評価を要望する。

③「多機能型地域支援センター」（仮称）を地域生活支援拠点として位置づけ、その整備・運営に係る予算措置を要望する

社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日）において「精神障害者の地域移行や地域定着を支援するためにも、平成27年度に実施している地域生活支援拠点に関するモデル事業の成果も踏まえつつ、地域で生活する障害者に対し、地域生活を支援する拠点の整備を推進すべきである。」とされている。精神障害者の地域移行を促進するためには、以前より当協会が提唱している24時間相談・レスパイトケア・ショートステイ・常時対応型の危機介入センター機能・生活訓練・事業者研修・家族支援・就労支援等といった、地域生活者とそれらを支える事業者等の拠点支援をおこなう「多機能型地域支援センター」（仮称）を地域生活支援拠点として位置づけ、整備することが必要不可欠である。整備やその運営にかかる予算について確保されたい。

④精神障害者の住まいの場の確保に向けて「住まいの場の整備」と「新たな住まいの場の開発」のための十分な予算の確保を要望する

精神障害者の地域移行と地域定着を推進するためには、グループホームを始めとする住まいの場を確保することが不可欠である。グループホームに関しては、今後、精神障害者の高齢化を背景に、高齢者に対応した住まい（グループホーム）の整備や、医療・看護体制や介護体制を強化したより専門性の高い施設類型の開発・整備が必要となる。

報酬単価の引き上げや専門職配置への評価、及び特定障害者特別給付費の拡充などを含め、グループホームを始めとする住まいの場の整備・充実に向けた十分な予算の確保に加えて、地域ごとの特性に合った新たな住まいの場を開

発・整備することも重要であり、他省庁との調整や必要な調査研究事業などについても予算的配慮を要望する。

[2]精神保健福祉法に基づく以下の業務を社会的に評価し、そのための予算措置の新設、充実を要望する

①精神保健指定医の指定業務を正当に評価する予算の新設を要望する

人権に配慮しつつ必要止むを得ない行動制限を行なうことは、入院精神科医療に附帯する精神保健指定医の重要な専門業務のひとつである。多岐にわたるこれら業務は、精神保健福祉法に基づく専門業務であるにも拘らず評価されておらず、一部の自治体で措置・医療保護入院届、定期病状報告の文書料が支払われているのみである。精神保健福祉法に基づく専門業務は、一般医療にはない精神保健指定医に課せられた業務であることから、これらを社会的に適正評価する予算を新設されたい。

②精神科救急医療体制整備事業に係る正当（正確）な実態評価および適正な補助額是正を要望する

精神科救急医療体制整備事業では、全国的に事業の実施状況が不均一であることが指摘されている。この理由は、既存医療機関の全国状況が異なることに加え、実施要綱等に定められた事項の概念解釈が不均一であること等により、事業実施の態様が多様を呈すことによる。結果、事業の実施が活発な地域と不十分な地域が混在し、補助事業の執行額に地域差が生じて不用額を出す事態となった。このため、本事業費は平成26年から27年にかけて財務省の不当な査定を受け大幅な減額となり、全体として低活動地域水準に引き下げられてしまい、地域の精神科救急医療サービスに深刻な負の影響を与えている。以降も十分な評価はなく、各事業メニューにおいて実態に見合わない低評価状況が続いている。

こうした深刻な事態をふまえて、当協会では28年度障害者総合福祉推進事業「精神科救急体制の実態把握及び措置入院・移送の地域差の要因分析に関する調査研究」（指定課題21）を受託し、事業の均霑化を図るべく「精神科救急医療体制を整備するための手引き」を作成した。本成果を活用し、今後は各地域における精神科救急医療サービスの実施実態を正確に把握したうえ、事実に

見合った正当な評価と補助額の是正復活を求めるものである。また、全体としての不用額を理由に地域における現行の精神科救急医療サービスへの打撃を来たす不当な評価および減額措置について、今後同様の事態が起こらぬよう、関係省庁への適切な説明責任を果たされたい。

[3] 医療観察法における通院医療費等の大幅な増額を要望する

指定通院医療機関の行う通院医療は、多職種による手厚いチーム医療と支援が必要であり、医療機関の負担は大きい。今後の通院対象者の増加する現状を考慮するならば、依然として対応できなくなることは明らかである。「医学管理料」の大幅な増額とともに、訪問看護等における「交通費の補助」について必要な予算を確保されたい。

[4] 医療保護入院制度について財政的支援を要望する

前回の精神保健福祉法改正時に医療保護入院患者に対して退院後生活環境相談員を選任することとなったが、医療機関の業務量が増えたにも拘らず財政上の評価はされておらず、問題であると考える。適切な財政的な支援を要望する。

[5] 措置入院制度に係る医療等の充実について

措置入院者の退院後の継続支援に関する体制整備に向けた予算化を要望する

すべての措置入院患者に退院後支援計画を作成することを実現するためには都道府県、政令市の負担が増加するため、マンパワー確保のための予算措置が想定されている。退院後支援計画の作成に関与する医療機関においても従来よりも責任や業務量が増加するため、同様の財政的な措置が不可欠である。

措置入院先病院においては措置入院患者に退院後生活環境相談員を選任し、かつ退院後支援ニーズアセスメントを行わなければならない。このような新たな業務を行うことに対する評価（診療報酬等）が必要である。

以上